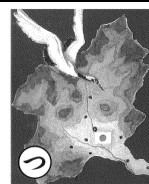




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和7年7月25日（金） 第10317号

目次

ページ

告 示

○免税証の無効（税務課）	2
○公金事務の委託（児童福祉課）	2
○解除予定保安林（森林保全課）	2
○同	3
○同	3
○同	3
○同	4

訓 令

○霧積ダム操作規則の一部を改正する訓令（河川課）	5
--------------------------	---

公 告

○肥料の登録（農政課）	6
○土地改良区役員の就退任の届出（農村整備課）	6
○開発工事の完了（建築課）	7

■ 告 示

◎群馬県告示第166号

群馬県県税条例（昭和25年群馬県条例第32号）第146条の1第5項の規定により交付した次の免税証について、亡失した旨の報告があったので、無効とする。

令和7年7月25日

群馬県知事 山 本 一 太

免税証の種類	業種	記号番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の所在地及び名称	免税証を交付した事務所	亡失年月日
100 リットル券	農業	G01503746	1枚	令和7年3月4日から令和8年2月28日まで	群馬県渋川市赤城町敷島404 有限会社高橋石油店	前橋行政県税事務所	令和7年6月30日

◎群馬県告示第167号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和7年7月25日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 指定公金事務取扱者の所在地及び名称 東京都新宿区大久保一丁目3番21号ルーシッドスクエア新宿イースト8階 オリファサービス債権回収株式会社
- 2 委託した公金事務に係る歳入等又は歳出 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第16条、第31条の6第6項及び第32条第6項に規定する貸付金に係る未収金
- 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日 令和7年3月12日
- 4 法第243条の2第1項の規定による委託をした日 令和7年4月1日
- 5 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

◎群馬県告示第168号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和7年7月25日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 解除予定保安林の所在場所 太田市金山町39の41（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び太田市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第169号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和7年7月25日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 解除予定保安林の所在場所 太田市金山町39の41（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

「次の図」は、省略し、その図面を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び太田市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第170号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和7年7月25日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 解除予定保安林の所在場所 太田市金山町39の41（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 解除の理由 道路用地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び太田市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第171号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和7年7月25日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 解除予定保安林の所在場所 太田市金山町39の41（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

「次の図」は、省略し、その図面を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び太田市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第172号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和7年7月25日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 解除予定保安林の所在場所 吾妻郡東吾妻町大字原町字上之宿2122の4、2128の13、2129の4、大字新巻字丸橋1157の5
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

訓令

群馬県訓令甲第七号

県土整備部
安中土木事務所

霧積ダム操作規則の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和七年七月二十五日

群馬県知事 山本 一太

霧積ダム操作規則の一部を改正する訓令

霧積ダム操作規則（昭和五十六年群馬県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第十条」を「第十一条」に、「第十一条―第十五条」を「第十二条―第十六条」に、「第十六条―第二十条」を「第十七条―第二十一条」に、「第二十一条―第二十三条」を「第二十二条―第二十四条」に、「第二十四条」を「第二十五条」に改める。

第二条中「及び流水」を「流水」に改め、「維持」の下に「及び発電」を加える。
第七条中「第十三条」を「第十四条」に改め、「洪水調節」の下に「等」を加える。
第九条の見出し中「洪水調節」の下に「等」を加え、同条中「洪水調節」の下に「又は洪水に達しない流水の調節」を加える。

第二十四条中「第七条第七号」を「第七条第九号」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十三条中「第二十一条第一項」を「第二十二条第一項」に、「観測」を「気象及び水象の観測」に改め、同条を第二十四条とし、第二十条から第二十三条までを一条ずつ繰り下げる。

第十九条中「には」の下に「気象、水象その他の状況を勘案して、別表に掲げる地点において、それぞれ同表に掲げる水量を確保できるように」を加え、同条を第二十条とする。

第十八条を第十九条とし、第十七条を第十八条とする。

第十六条第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第二号中「第二十一条第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同条第二項中「前項各号の一」を「前項各号のいずれか」に改め、同条を第十七条とする。

第十五条を第十六条とする。

第十四条（見出しを含む。）中「洪水調節」の下に「等」を加え、同条を第十五条とする。

第十三条の見出し中「洪水調節」の下に「等」を加え、同条に次の一項を加える。

2 所長は、気象、水象その他の状況により必要があると認める場合には、細則に定めるところにより、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とする。

第十一条第一項中「前橋地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられた

ときには」を「洪水が予想されるときは、細則（第二十五条の規定により定めるものをいう。以下同じ。）で定めるところにより」に改め、同条第二項中「洪水が予想されるときその他細則に定める」を「第十四条第二項の規定により洪水に達しない流水の調節を行うおとする」に改め、同条を第十二条とし、第三章中第十条の次に次の一条を加える。

（発電のための利用）

第十一条 発電は、洪水期間にあつては標高五百九十一・〇メートルから標高六百・〇メートルまでの容量七十万立方メートル、非洪水期間にあつては標高五百九十一・〇メートルから標高六百九・三メートルまでの容量百七十四万立方メートルを利用して行うものとする。ただし、発電は、流水の正常な機能の維持に支障のないように行うものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第二十条関係）

地点名	期間	水量（毎秒立方メートル）
ダムサイト地点	一月一日から四月三十日まで 五月一日から九月三十日まで 十月一日から十二月三十一日まで	〇・一三四 〇・二七九 〇・一三四
松井田地点	一月一日から三月三十一日まで 四月一日から四月三十日まで 五月一日から七月十日まで 七月十一日から八月三十一日まで 九月一日から九月三十日まで 十月一日から十二月三十一日まで	一・二四八 一・三六七 一・八八三 一・五〇七 一・四一五 一・二三三
板鼻地点	一月一日から三月三十一日まで 四月一日から四月三十日まで 五月一日から七月十日まで 七月十一日から八月三十一日まで 九月一日から九月三十日まで 十月一日から十二月三十一日まで	一・四九〇 一・五八〇 一・六二二 一・六二四 一・五二九 一・四九〇

附則

この訓令は、令和七年八月一日から施行する。

■ 公 告

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、次のとおり肥料を登録したので、法第16条第1項の規定により公告する。

令和7年7月25日

群馬県知事 山 本 一 太

登録番号	肥料の 種 類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の 規 格	生産業者の 名称及び住所	有効期限
群馬県登録 第1001 5号	乾燥菌体 肥料	群麺-KG	窒素全量 5.5 りん酸全量 1.5	法3条第1項 の規定による 公定規格のと おり	シマダヤ関東株式会 社 東京都昭島市武蔵野 二丁目1番22号	令和10 年3月2 6日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和7年7月25日

群馬県知事 山 本 一 太

土地改良区名	理 事 監 事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
保美溜池	理 事	再 任	柴崎時雄	藤岡市保美128番地1
	同	同	矢内敏雄	同 同 143番地2
	同	同	市山養仁	同 同 147番地2
	同	新 任	柳井啓二	同 同 307番地
	同	同	柳井博一	同 同 326番地
	同	同	柳井義二	同 同 413番地
	同	同	川村政美	同 同 687番地1
	同	同	植野博	同 同 1503番地1
	同	退 任	川村房賢	同 同 687番地1
	同	同	上野貴行	同 同 1461番地
	監 事	再 任	眞下篤夫	同 同 250番地
	同	同	生方藤雄	同 同 乙289番地
	同	同	柳井秀文	同 同 379番地

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和7年7月25日

群馬県知事 山 本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡明和町南大島986-4、988-2	邑楽郡明和町新里571番地4 レジデンス峰A 102 郷家聖子